

根古屋川緑地・下町緑地整備計画書

平成30年3月 牛久市

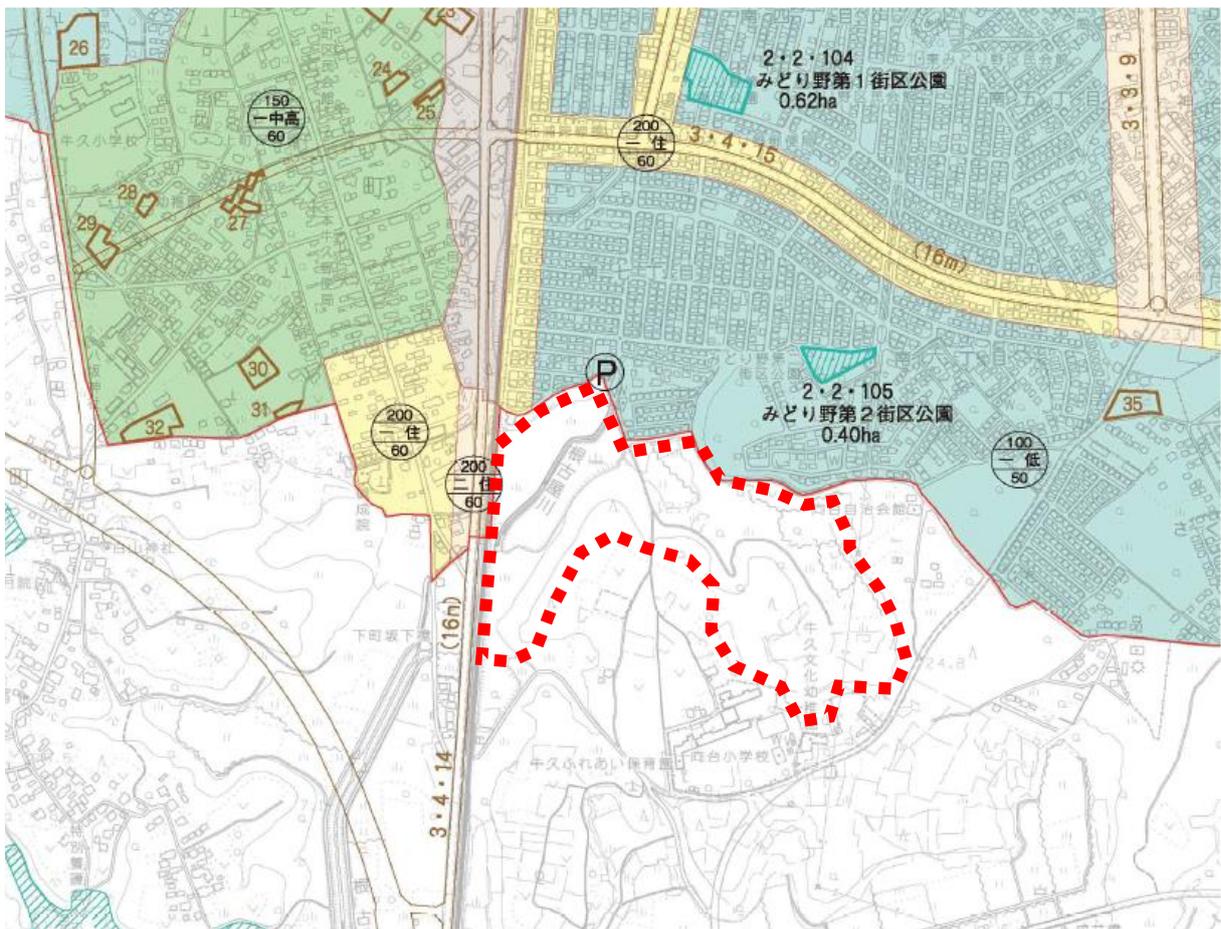
目 次

●根古屋川緑地整備計画	
計画の概要	2
整備計画図	4
●下町緑地整備計画	
計画の概要	5
整備計画図	7
●根古屋川緑地・下町緑地整備検討委員会	
委員会の概要	8

■計画の目的

根古屋川の上流にあたる常磐線牛久駅南東側市街地の雨水の受け皿として、平成21年より整備されている根古屋川緑地調整池と併せ、水辺と一体となった市民の憩いの場として、現状の谷津の里山的自然風景を保全し、豊かな緑地を維持していくための整備計画を策定する

■位置図



■敷地概要

所 在：牛久市牛久町、城中町、遠山町

区域区分：市街化調整区域

敷地状況：谷津田の形状、西に常磐線、北に市街地、南に斜面林と接する

敷地面積：約 17.8ha（調整池約 5.4ha、山林約 8.8ha、平地約 2.1ha、他河川等）

■整備計画

【基本方針】

当該地区は、かつて牛久沼を擁する低地部に発達した谷津田の一部であり、斜面林と一体となり、豊かな生態系を築き、里山的な営みがなされてきたと推定される。

また、市街地開発に伴い、一部の谷津田が埋め立てられたことから、住宅地と低地が接する地区となっており、低地部と林地の豊かな自然環境を市民が享受できる場となっている。

根古屋川緑地の整備においては、既存の地形である谷津田を活かし、調整池と併せた水と緑の接続する空間を維持し、多様な生態系を保全することを基本方針とする。また、市街地に接した場所に位置し、住宅地や小学校からも近接していることから、散策や環境学習などの場としての活用を図っていく。

【施設整備方針】

●用地取得

緑地整備に係る用地については、将来に向け安定した雨水対策のため、調整池に係る用地は市が取得したうえで整備にあたることとし、それ以外の緑地部分については、市は取得せず、各所有者の協力などにより自然環境の保全、活用を図る。

●調整池

当市における雨水対策は喫緊の課題であり、当緑地整備においても、調整池の完成を最優先として進める。

現在、下流側の全部、上流側の一部の調整池が完成しており、上流側調整池の完成に向け、用地取得、整備工事を進める。

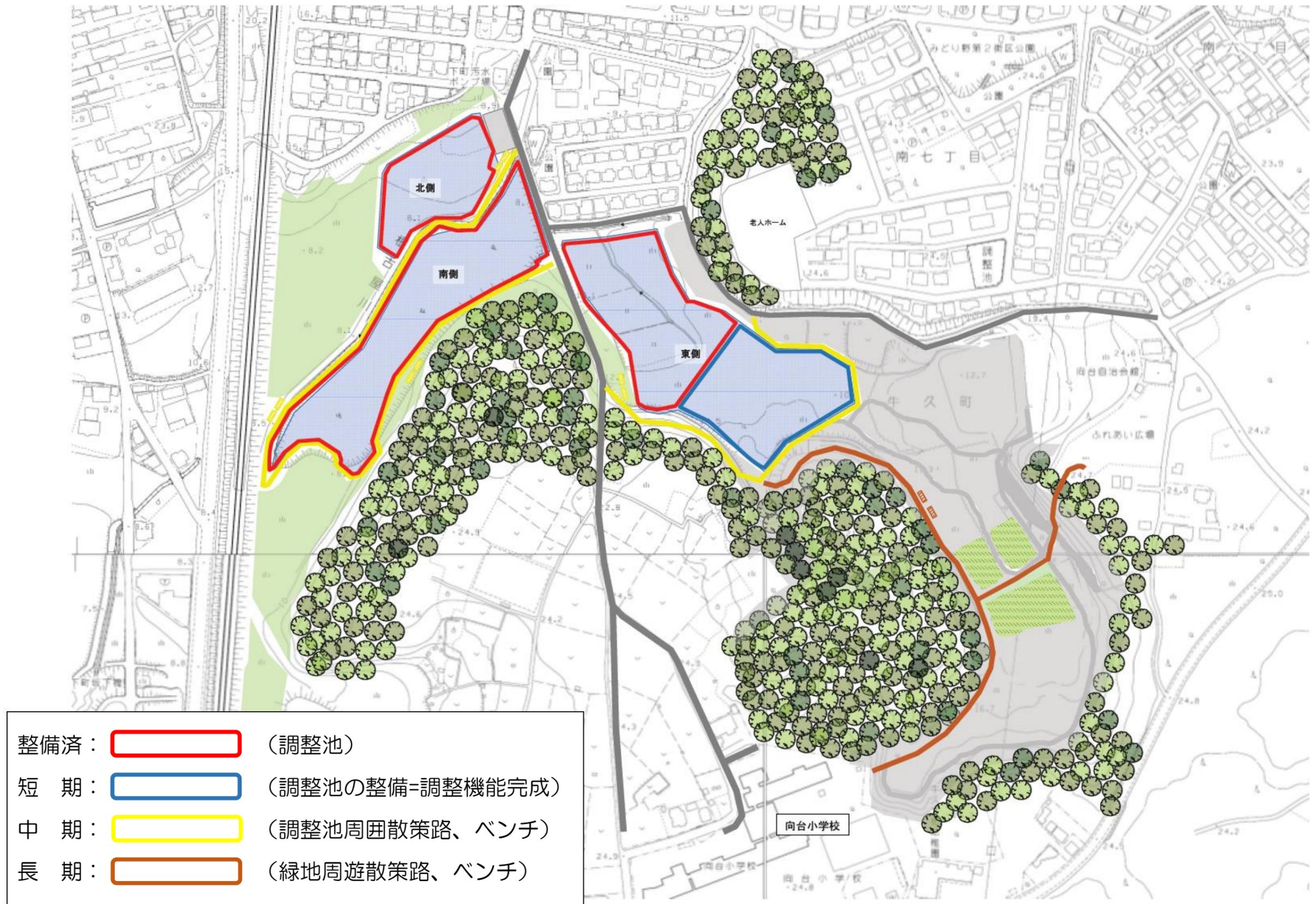
●散策路

緑地を周遊する散策路は、散策や環境学習、また調整池を含む緑地の管理にも必要な施設であるため、調整池の整備完了後、順次整備を進める。ただし、現に道路などに面する部分や急こう配の階段部分については、安全性の観点から状況に応じ転落防止等の対策を先行して整備する。

なお、散策路形状については、既存の市有地（道）を基本に、緑地を周遊できる形状とし、その仕様は自然環境と調和する材質により整備する。

●休憩施設

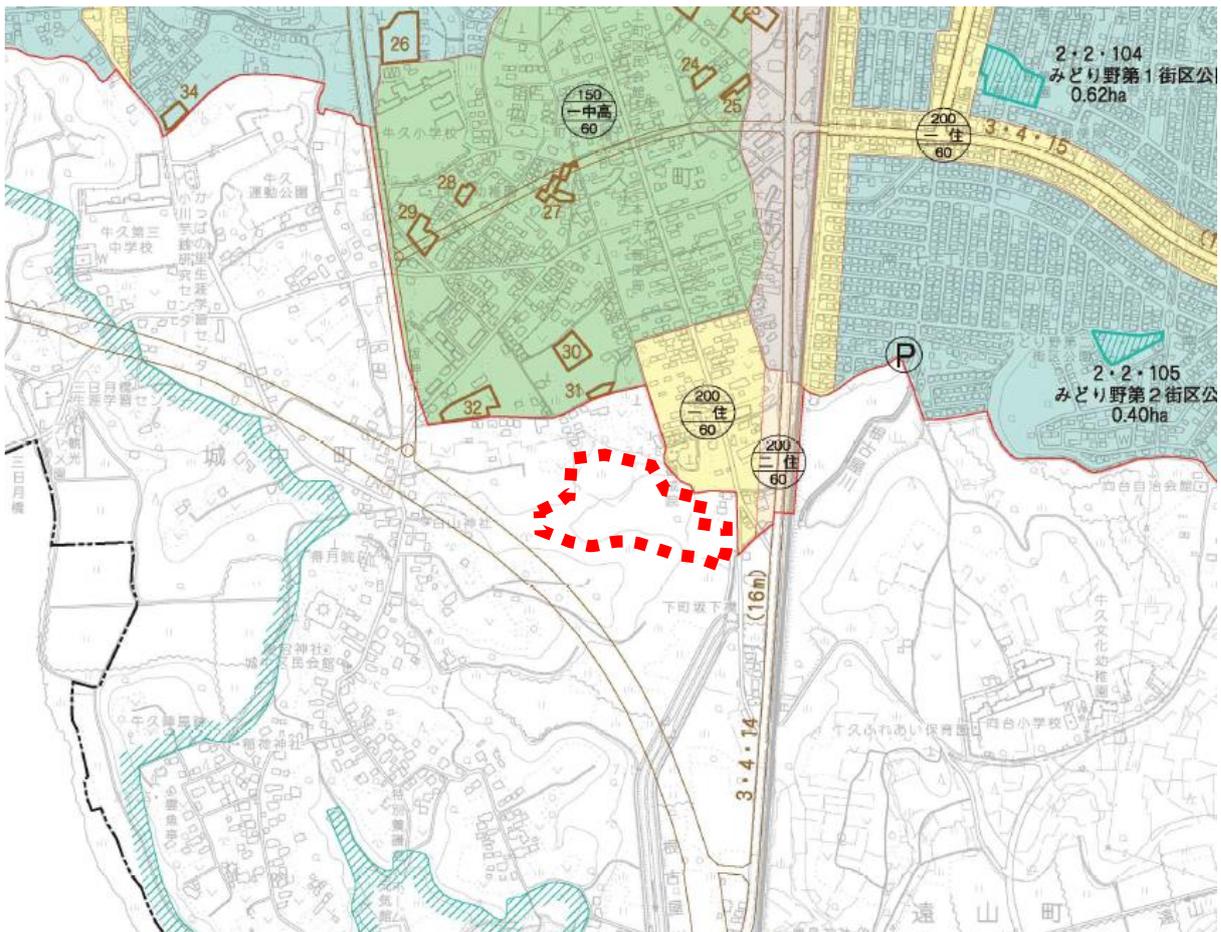
散策路沿いには、散策などの利用を想定し、一定間隔にベンチを設ける。なお、その材質については、自然に調和する木質を基本とする。



■計画の目的

根古屋川の上流にあたる上町、下町地区の雨水の受け皿として、平成29年度より整備されている下町緑地調整池と併せ、現状の谷津の里山的自然風景を保全し、豊かな緑地を維持していくための整備計画を策定する

■位置図



■敷地概要

所 在：牛久市牛久町、城中町

区域区分：市街化調整区域

敷地状況：谷津田の形状、北に旧道沿いの市街地、南に斜面林と接する
南西側に国道6号バイパスの建設が予定されている

敷地面積：約3.2ha（調整池 約2.3ha、緑地 約0.9ha）

■整備計画

【基本方針】

当該地区は、かつて牛久沼を擁する低地部に発達した谷津田の一部であり、斜面林と一体となり、豊かな生態系を築き、里山的な営みがなされてきたと推定される。

また、旧水戸街道沿いの住宅地と近接する地区となっており、低地部と林地の豊かな自然環境を市民が享受できる場となっている。

下町緑地の整備においては、既存の地形である谷津田を活かし、調整池と併せた水と緑の接続する空間を維持し、多様な生態系を保全することを基本方針とし、散策や環境学習などの場としての活用を図っていく。

【施設整備方針】

●用地取得

緑地整備に係る用地については、将来に向け安定した雨水対策のため、調整池に係る用地は市が取得したうえで整備にあたる。※H29年度用地取得済み

●調整池

当市における雨水対策は喫緊の課題であり、当緑地整備においても、調整池の完成を最優先として進める。

現在、調整池の南側約1/3の整備工事に着手しており、順次整備工事を進める。

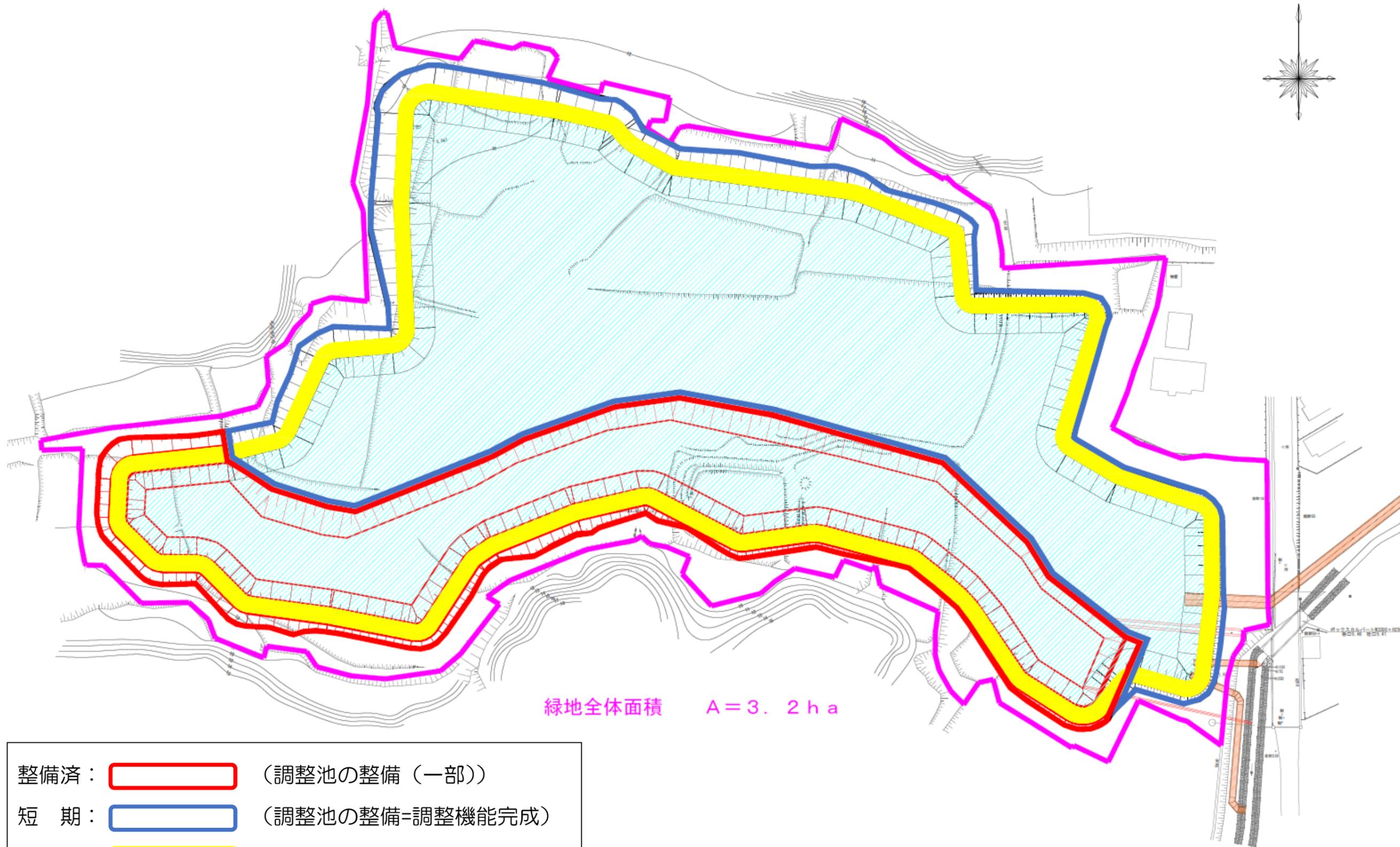
●散策路

緑地を周遊する散策路は、散策や環境学習、また調整池を含む緑地の管理にも必要な施設であるため、調整池の整備完了後、順次整備を進める。

なお、散策路形状については、緑地を周遊できる形状とし、その仕様は自然環境と調和する材質により整備する。

●休憩施設

散策路沿いには、散策などの利用を想定し、一定間隔にベンチを設ける。なお、その材質については、自然に調和する木質を基本とする。



緑地全体面積 A=3.2ha

整備済:		(調整池の整備(一部))
短期:		(調整池の整備=調整機能完成)
中期:		(調整池周囲散策路、ベンチ)

■目的

根古屋川上流部の雨水対策及び自然環境の保全を目的として、雨水調整機能を有した緑地を計画し整備するため、当委員会を設置する

■経緯

- 【第1回】 H23.10.21 整備計画の取りまとめのため発足
- 【第2回】 H23.11.21 現地視察
- 【第3回】 H24.3.2 竜ヶ崎ニュータウン調節池視察
- 【第4回】 H24.4.26 根古屋川緑地整備エリア、竜ヶ崎ニュータウン調節池視察
- 【第5回】 H24.11.22 根古屋川緑地整備エリア・整備内容検討、放射能測定報告
- 【第6回】 H25.2.19 根古屋川緑地整備内容検討
- 【第7回】 H26.3.20 下町緑地追加、根古屋川緑地各施設の検討
- 【第8回】 H26.7.18 根古屋川緑地計画、下町緑地整備計画説明、現地視察
- 【第9回】 H26.9.25 根古屋川緑地整備内容説明、下町緑地整備エリア
- 【第10回】 H29.7.27 各緑地の整備方針の説明
- 【第11回】 H30.3.5 根古屋川緑地・下町緑地整備計画書（案）の審議

■委員

向台行政区	川上委員（副委員長）
みどり野行政区	広瀬委員
東みどり野行政区	角谷委員
南部行政区	中山委員
みはらし台	千田委員
NPO 法人アサザ基金	飯島委員
NPO 法人うしく里山の会	佐藤委員 → 石神委員（H26.7月より）
向台に散策路を設ける会	佐久間委員 → 吉田委員（H25.2月より）
下町行政区	嶽本委員（H26.3月より）
城中行政区	関口委員（H26.3月より）

牛久市 副市長（委員長）
建設部長
建設部次長
環境政策課長

事務局 市道路建設課 → 都市計画課（H26より）